

お知らせ

2024年3月27日  
九州電力株式会社

玄海原子力発電所4号機の出力行下中における  
一時的な運転上の制限逸脱についてお知らせします

玄海原子力発電所4号機（加圧水型軽水炉、定格電気出力118万キロワット）は、第16回定期検査のため、2024年3月26日18時26分から出力降下中のところ、20時32分に原子炉内の出力が不均一になったことを示す警報（1/4炉心出力偏差の警報）が発信し、保安規定に定める「運転上の制限」の逸脱と判断しました。

その後、20時40分同警報が復帰したことから運転上の制限の逸脱から復帰しています。

原子炉では、炉心を上から円状に見て、上下それぞれ4つの領域に分け、領域間での原子炉出力の偏差を管理しています。保安規定では、原子炉出力が50%を超える場合に、出力の偏差を一定の範囲内（1.02以下）にすることを運転上の制限としており、今回は出力降下中に一時的にこれを超える差が出たため、警報が発信したものです。

なお、本事象による環境への放射能の影響はありません。

（参考）保安規定に定める1/4炉心出力偏差に係る運転上の制限

項目	運転上の制限*
1/4炉心出力偏差	1.02以下であること

※運転上の制限（LCO: Limiting Condition for Operation）

保安規定において、運転の際に実施すべき事項などを定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限の逸脱を宣言し、速やかに必要な措置を行う。

以上

事象概要

原子炉では、炉心を上から円状に見て上下それぞれ4つの領域に分け、領域毎に設置している検出器により原子炉出力の管理をしています。保安規定では、原子炉出力が50%を超える場合に、これら領域間の出力の差を一定の範囲内(1.02以下)にすることを運転上の制限としており、今回は出力降下中に一時的にこれを超える差が出たため、警報が発信したものです。

